

## 【見まもり施設様用】見まもりビーコンネット 利用契約約款

この「見まもりビーコンネット 利用契約約款」（以下「本約款」という）は、有限会社加藤電工（以下「当社」という）が提供する見まもりビーコンネットの利用について定めるものとします。当該サービスのお申込をするお客様（以下「契約者」という）は、本契約に同意したものとみなします。尚、本契約に同意頂けないお客様は、当該サービスの利用はできません。

### 第1条（本件サービスの内容）

1. 認知症を患った高齢者の見まもりや行方不明搜索を目的とし、
  - (1) 高齢者の事前登録サービス
  - (2) 職員、協力団体等への搜索依頼メール配信サービス
  - (3) 当社が供給する小型発信器（以下、「ビーコン」と言う）の日時や位置情報（以下、「位置情報」と言う）を当社が運営するウェブサイトを使用し検索・閲覧するサービス
  - (4) 当社が供給する専用ビーコンセンサー（以下、「町かどセンサー」と言う）が検知したビーコンの位置情報を、当社が運営するウェブサイトを使用し、検索・閲覧するサービス
2. 日常連絡メール配信サービス

### 第2条（本サービスの利用制限）

本サービスは、次の各号に従い利用を制限します

- (1) 契約は、1施設若しくは1法人で1契約とします。
- (2) 1契約のメールアドレス登録件数の最大値は各タイプの仕様に依ります。
- (3) 1契約の高齢者事前登録件数の最大値は各タイプの仕様に依ります。
- (4) 高齢者一人あたりに登録できるビーコンの最大値を3個といたします。
- (5) 契約者は、契約者が取得した使用有効期間の使用権を第三者に譲渡できません。

### 第3条（契約者のビーコン管理と運営）

1. 当社は、ビーコンの低価格維持と認知症を患った高齢者の家族（以下、「家族」と言う）の利便性を図るため、契約者にビーコンを販売いたしビーコンは契約者の所有物となります。契約者は、以下の基本的な運用基準に従い家族に貸与をお願いします。

- (1) 家族へビーコンの貸与する期間と無償も含め金額は契約者で決定して下さい。

- (2) 契約者は、家族に貸与したビーコンの管理を行って下さい。
- (3) 家族は、弊社へビーコンシステム使用料（年会費）を前納頂きます。また既納会費は、返却いたしません。
- (4) 交換電池については、家族の負担とします。
- (5) 当社は、契約者と家族との間のいかなるトラブルにも関与せず、またその責を負いません。

2. 契約者から当社へのビーコン発注と受け渡しは、一回に5個以上とします。

#### 第4条（個人情報取扱と保護）

1. 本サービスでは、個人情報（氏名、メールアドレス、所属など）の登録は、契約者が行い関係法令に従い使用同意、情報の管理保管を行って下さい。また、契約者は、入力された個人情報のバックアップを必ず行って下さい。
2. 本サービスでは、高齢者の個人情報（氏名、住所など）の登録は、契約者が行い関係法令に従い情報の管理保管を行って下さい。
3. 当社は、個人情報保護法に定める個人情報取扱事業者として同法を遵守すると共に、本サービスに入力された個人情報管理について書面にて誓約します。
4. 当社は、システムセキュリティーについて、経済産業省の定める「コンピュータウイルス対策基準」並びに「コンピュータ不正アクセス対策基準」に準拠し運用します。

#### 第5条（入力データ管理）

契約者が、本サービスへ入力し蓄積したデータについて当社は補償いたしません。契約者にて定期的なバックアップを行って下さい。

#### 第6条（パスワード等の管理）

当社は、本サービス利用のため施設ID、パスワード、確認番号を契約者に発行します。発行されたそれらのものは契約者によって十分管理して下さい。

#### 第7条（本サービスの開始日）

契約者からの銀行振込を確認した日より7日後をサービスの開始日とします。

#### 第8条（解約・更新拒絶）

1. 契約者は、取得した使用有効期間満了の前日に、当社が用意した所定の方法により解約の申込みを行い本約款を解約することができます。当社は、未使用月数を計算し、契約者に手数料を差し引いて返金します。
2. 当社は、契約者の取得した使用有効期間満了の前日に、契約者に対しサービ

スの利用中止若しくは更新拒絶を行うことができます。

#### 第9条（運用保守）

当社は、所有する本サービスに使用する設備機器を善良なる管理者の注意をもって維持管理します。

#### 第10条（本サービスの一時停止）

##### 1. 障害時の停止について

自然災害、天災事変その他の事態が発生したとき当社が保有するネットワーク運営に影響を与える電気通信設備の障害および所有する電気通信設備に障害等が生じた時は、契約者に予告なく本サービスを停止させることができます。

##### 2. メンテナンスに伴う停止について

当社は、契約者に事前に通知し関連設備の保守または工事を行うことができます。

##### 3. その他の停止について

サーバーへの外部侵入者による不正アクセス障害、本サービス契約者による過度のアクセス集中等が発生した時は、契約者に予告なく本サービスを停止させることができます。

#### 第11条（契約者の基本事項の変更連絡）

契約者は、住所、施設名称などの基本事項に変更があった場合、速やかに当社に連絡しなければなりません。

#### 第12条（見まもり施設システム使用料金）

契約者は、次の各号に掲げる料金を当社にお支払いいただきます。

(1) 初期登録料 8,300円（税別）

(2) 月額使用料は、各タイプの料金表に依ります。

解約時、初期登録料はお返ししません。

#### 第13条（ビーコンの商品代金とシステム使用料）

契約者は、次に掲げる料金を当社にお支払いいただきます。

ビーコンの商品代金は、タイプによる料金表に依ります。

#### 第14条（サービス料金の変更）

当社は、社会情勢の変動や税率変更に伴い料金を変更することがあります。

## 第15条（料金の支払い）

### （1）見まもり施設システム使用料金

料金は、初回のみ6ヶ月間で計算し、次回より12ヶ月で計算します。

当社指定の口座に振込みいただきます。

また、使用開始月は、契約者から当社への振込み日から10日後の翌月を使用開始月といたします。解約月は、当社が解約申込書を受け取ってサービスを停止した月を解約月といたします。

### （2）ビーコンの商品代金は、当社からの納品の都度お支払い下さい。

## 第16条（免責）

1. 本件サービスの利用に関連し契約者が何らかの損害を受けた場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとし、契約者に対し何らの賠償又は補償をしません。但し、当該損害が当社による本約款違反と相当の因果関係を有する通常事情による通常損害で、且つ、直接損害である場合は、この限りではありません。

2. 契約者は、本件サービスの利用に関し自己と第三者（申請者を含む）の間に生じるクレーム、紛争又は紛争のおそれの一切（以下総称して「第三者紛争」という）について、その性質にかかわらず、これらを自己の責任と費用をもって解決するものとします。又、当社が何らかの理由により第三者紛争の対応を余儀なくされた場合、契約者は、当該対応により当社に生じた費用の全部について、これを補償するものとします。

## 第17条（有効期間）

1. 本約款は、契約者の本件サービスの申込書に記載の「お申込日」に発効し、契約者が取得した使用有効期間満了の日まで有効とします。

2. 前項の規定により、本約款が終了した場合であっても第15条は有効に存続するものとします。

## 第18条（本約款の変更）

当社は、いつでも本約款の内容を改定することができます。

## 第19条（準拠法）

本約款は、日本法に準拠し日本法に従って解釈されるものとします。

## 第20条（協議事項）

本約款に定めのない事項又は本約款の各条項につき疑義が生じた場合は、協議

の上解決することとします。

附則 本約款は、2015年 6月26日より施行するものとします。

2015年 6月26日 改定

2015年11月 1日 改定（第3条、第13条の内、家族への貸出方式と料金徴収方法  
について変更）